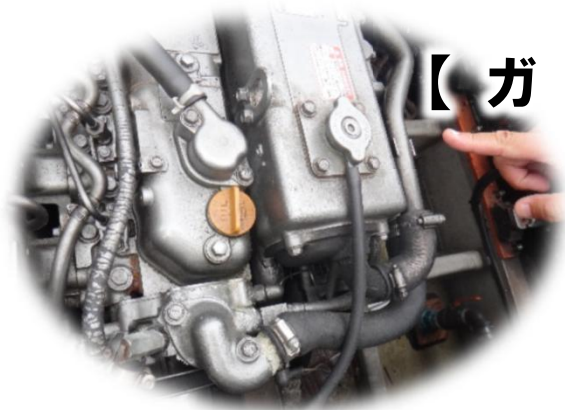


小型旅客船の乗組員に対する 特 定 教 育 訓 練

【 ガ イ ド ラ イ ン 】



令和8年6月改訂
国土交通省海事局

はじめに

- 令和4年の知床遊覧船事故を受けて、令和4年4月に「知床遊覧船事故対策検討委員会」が立ち上げられました。検討委員会では、ハードとソフト両面から、事故の防止と被害の軽減を図るべく、10回にわたって、議論が行われ、「旅客船の総合的な安全・安心対策」（令和4年12月22日）が取りまとめられました。
- 取りまとめでは、①事業者の安全管理体制の強化、②船員の資質の向上、③船舶の安全基準の強化、④監査・処分の強化、⑤船舶検査の実効性の向上、⑥安全情報の提供の拡充、⑦利用者保護の強化の7つの柱による安全・安心対策がまとめられ、これらの対策のうち、法改正を要する事項を盛り込んだ「海上運送法等の一部を改正する法律案」が第211回通常国会に提出され、衆参両院における議論を経たのち、令和5年4月28日の参議院本会議において可決・成立し、令和5年5月12日に公布されました。
- この「海上運送法等の一部を改正する法律(令和5年法律第24号)」では、「旅客船の総合的な安全・安心対策」のうち、船員の資質の向上に向けた取組みとして、小型旅客船の船舶所有者に対し、船長等の乗組員(乗り組ませようとする者を含む。)について、船舶の航行する海域の特性に応じた操船等に関する教育訓練(特定教育訓練)の実施が義務づけられました。
- これを受けて、国土交通省では、小型旅客船の船舶所有者は中小事業者の多いことを踏まえ、中小事業者の皆様においても適切に特定教育訓練を実施することができるよう、特定教育訓練を実施していただくに当たっての指標となるガイドライン及び特定教育訓練の教材のひな形を作成しました。
- 特定教育訓練の義務づけの対象となる小型旅客船の船舶所有者における特定教育訓練の実施するための支援ツールとしてご活用ください。

国土交通省海事局 船員政策課
令和6年3月

目次 ▶

はじめに

第1章 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練制度の概要 ……P.1

- 1-01 なぜ特定教育訓練が求められているのか？ ……P.2
- 1-02 どのような制度が導入されるのか？ ……P.2
- 1-03 特定教育訓練の対象は？ ……P.3
- 1-04 特定教育訓練の実施義務者は？ ……P.5
- 1-05 特定教育訓練における海域のグループ分け ……P.7
- 1-06 特定教育訓練の教材 ……P.9

第2章 特定教育訓練の内容 ……P.11

- 2-01 特定教育訓練はどのように実施するか？ ……P.12
- 2-02 運航航路の海域での乗り組み経験 ……P.13
- 2-03 講義・実船実水訓練 ……P.16
- 2-04 特定教育訓練(講義・実船実水訓練)の内容 ……P.17
- 2-05 効果測定 ……P.22

第3章 特定教育訓練の進め方 ……P.24

- 3-01 特定教育訓練の実施体制の整備・役割分担 ……P.25
- 3-02 教育訓練内容の検討及び決定 ……P.26
- 3-03 訓練指導者の選任・指導方法 ……P.26
- 3-04 事前説明の実施 ……P.27
- 3-05 定期的な教材の見直し ……P.27
- 3-06 特定教育訓練の実施にあたっての留意点 ……P.28

第4章	実施結果の記録の作成・保存方法	P.33
4-01	特定教育訓練の記録の作成	P.34
4-02	特定教育訓練の記録の保存方法	P.38
第5章	その他、お役立ち情報	P.39
5-01	水路や航路に関する資料、教本・手引書、研修資料、講習会	P.40

第1章 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練制度の概要

1-01 なぜ特定教育訓練が求められているのか？

1-02 どのような制度が導入されるのか？

1-03 特定教育訓練の対象は？

1-04 特定教育訓練の実施義務者は？

1-05 特定教育訓練における海域のグループ分け

1-06 特定教育訓練の教材



1章

小型旅客船の特定教育制度の概要

1-01

なぜ特定教育訓練が求められているのか？

知床遊覧船事故対策検討委員会で取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」における対策の一つとして、小型旅客船の船長の要件を強化し、必要な資質を確保するための対策を講ずることとなりました。

対策は大きく分けて「特定操縦免許取得の厳格化」「履歴限定制度」「特定教育訓練」の3事項です。このうち、本ガイドラインで取り扱うのは、「特定教育訓練」です。

「特定教育訓練」は、海難事故を防止するためには実際に船長等として職務に従事する水域と船舶の知識と経験が必要不可欠であることを踏まえ、船長等となる前に当該水域及び船舶に関し、必要最低限の知識と経験を習得していただくことを目的として導入ものです。

1-02

どのような制度が導入されるのか？

強化された船長要件の創設の一つである「特定教育訓練」は、小型旅客船に初めて乗組員として乗り組ませる者に対し、船舶の航行する水域の特性に応じた操船や運航基準など、運航水域固有の内容に関する教育訓練を実施するもので、小型旅客船の船舶所有者に対し義務付ける制度です。

特定教育訓練は、船舶所有者が実施責任者となり実施します。

対象者の具体的イメージ

小型旅客船の
船舶所有者



特定教育
訓練を実施

以下の職務で乗り組ませる者

船長



甲板員



その他乗組員



注：復職船員（一定期間乗船した履歴がない船員）にも実施

※詳細は3ページ

1-03 特定教育訓練の対象は？

■ 特定教育訓練の対象者

小型旅客船(海上運送法第23条の2に規定する旅客運送船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶。以下同じ。)の乗組員(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。)が特定教育訓練の対象です。

※ 総トン数5トン未満の船舶又は湖、川又は港のみを航行する船舶(特定小型船舶)も小型旅客船の範囲に含まれます。

■ 具体的な訓練の対象

旅客運送船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶の乗組員であり、具体的には以下の者です。



船長候補

船長候補

船舶を指揮監督する者として船舶所有者に選任され乗り組む者であり、船上での第一責任者として操船や運航判断の責任を負う者として乗り組ませようとする者



甲板員候補

甲板員候補

甲板部の職員又は部員(見張り、その他運航の補助を行う者。)として乗り組ませようとする者



その他乗組員候補

その他乗組員候補

上記以外の乗組員であって、輸送の安全の確保に関する業務を行う者(旅客の安全確保のための誘導等の安全を担当する者。)として乗り組ませようとする者



復職船員

復職船員

船長、甲板員及びその他乗組員として乗船経験があり、3年を超える期間当該職務を離れたのちに、同一の船舶所有者・船舶・航行水域において復職しようとする者。

職務が上位職務へ変わる場合にも再度訓練が必要です(甲板員から船長、その他乗組員から甲板員)

第1章 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練制度の概要

■ 対象船舶

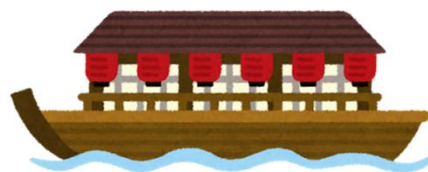
特定教育訓練の実施が必要となる船舶は、旅客運送船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶です。



旅客の輸送の用に供する
総トン数20トン未満の船舶



「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」は
船員法の規定のうち特定教育訓練関係の規定のみ適用となります。

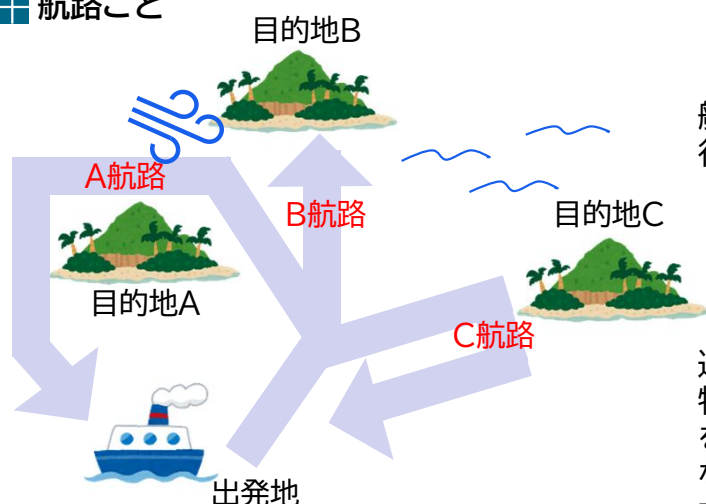


■ 訓練の対象

特定教育訓練は、運航予定の航路ごと、乗り組み予定の船舶ごとに、その特性を踏まえた訓練を行います。

よって、航路の新設・変更や使用船舶の変更があった場合、再度訓練を受けることが必要です。

■ 航路ごと



航路とは、船舶運航事業として許可/届出を行っている航路です。

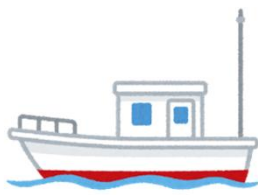
運航予定の航路が異なる場合、各航路の水域特性が異なるため、その特性を踏まえた訓練を行います。

なお、入出港、主要経路、主要ポイント、通過点
が同じ場合は同じ航路とみなして構いません。

■ 船舶ごと



A船



B船

同一の航路を航行する場合でも、乗り組み予定の船舶が異なれば、船舶の特性が異なるため、訓練を行います。

なお、船舶は、その船型、大きさ、操船性能、
船内からの視界、点検箇所等が同じ場合は同じ船舶とみなして構いません。



当該項目の関係法令

船員法第118条の4、第118条の5①

施行規則第78条の2の2の2、第78条の2の2の3①、第78条の2の2の5①
告示第1条

1-04 特定教育訓練の実施義務者は？

特定教育訓練の実施義務者は、小型旅客船の種類により実施義務者が異なります。

小型旅客船のうち特定小型船舶に該当しない船舶の船舶所有者⇒以下の(1)

小型旅客船のうち特定小型船舶に該当する船舶の船舶所有者⇒以下の(2)

※ 特定小型船舶とは、小型旅客船のうち、「総トン数5トン未満の船舶」又は「湖、川又は港のみを航行する船舶」に該当するものをいいます。

(1) 特定小型船舶に該当しない船舶の船舶所有者の範囲

- ① 小型旅客船を所有している者
- ② 船舶共有の場合は、船舶管理人
- ③ 船舶貸借の場合は、船舶借入人
- ④ ①～③に該当しない者が船員(船員法第1条の船員をいう。以下同じ)を使用する場合は、その者(船員派遣の場合は、派遣先が船員を使用する者に該当)

(例 1) **A社**が、自社の小型旅客船で自社に所属する乗組員により運航する場合



船舶：**A社**



乗組員：**A社**所属(雇用)

A社(①に該当)が
特定教育訓練を実施

(例 2) **A社**が所有する小型旅客船を**B社**に船舶貸借(裸用船契約)し、**B社**の乗組員と**C社**(船員派遣事業者)から**B社**に船員派遣された乗組員により運航



船舶：**A社**所有

船舶貸借(裸用船契約)
運航：**B社**



乗組員：**B社**が雇用



乗組員：**B社**に船員派遣
C社が雇用(派遣元)

B社(③に該当)が
特定教育訓練を実施

B社(④派遣先に該当)が
特定教育訓練を実施

(例 3) **A社**が所有する小型旅客船を**B社**に船舶貸借(裸用船契約)し、**B社**の乗組員と**C社**から**B社**に在籍出向させた乗組員(給与支払者が**C社**)により運航



船舶：**A社**所有

船舶貸借(裸用船契約)
運航：**B社**



乗組員：**B社**が雇用



乗組員：**B社**に在籍出向
C社が雇用(出向元:給与支払者)※B社はC社関連子会社

B社(③に該当)が
特定教育訓練を実施

C社(④に該当)が
特定教育訓練を実施

第1章 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練制度の概要

(2) 特定小型船舶(総トン数5トン未満の船舶又は湖、川又は港のみを航行する船舶)に該当する船舶の船舶所有者の範囲

- ① 特定小型船舶を所有している者
- ② 船舶共有の場合は、船舶管理人
- ③ 船舶貸借の場合は、船舶借入人

(例 1) **A社**が所有する特定小型船舶を**B社**に船舶貸借(裸用船契約)し、**C社**(労働者派遣事業者)から**B社**に労働者派遣された乗組員により運航



船舶：**A社**所有



船舶貸借(裸用船契約)
運航：**B社**



乗組員：**B社**に労働者派遣
C社が雇用(派遣元)

B社(③に該当)が特定教育訓練を実施

(例 2) **A社**が所有する小型旅客船を**B社**に船舶貸借(裸用船契約)し、**C社**から**B社**に在籍出向させた乗組員(給与支払者が**C社**)と**B社**の乗組員により運航



船舶：**A社**所有



船舶貸借(裸用船契約)
運航：**B社**



乗組員：**B社**へ在籍出向
C社が雇用(出向元：給与支払者)

B社(③に該当)が特定教育訓練を実施



乗組員：**B社**が雇用

B社(③に該当)が特定教育訓練を実施

(例 3) **A社**が所有する小型旅客船を**B社**に運航委託(船舶管理契約)し、**C社**から**B社**に在籍出向させた乗組員(給与支払者が**C社**)と**B社**の乗組員により運航



船舶：**A社**所有



運航委託(船舶管理契約)
B社



乗組員：**B社**へ在籍出向
C社が雇用(出向元：給与支払者)

A社(①に該当)が特定教育訓練を実施



乗組員：**B社**が雇用

A社(①に該当)が特定教育訓練を実施



当該項目の関係法令
船員法第118条の4、第118条の5①
船員職業安定法第89条⑥

1-05 特定教育訓練における海域のグループ分け

特定教育訓練は、対象船舶が営業運航において航行する区域が沿海区域以遠か平水区域のみか、さらに沿海区域以遠については離岸からの距離、航行時間、水温の条件によってグループ分けを行い、各グループ毎に定められた訓練を実施することとしています。

航行する区域： 沿海区域以遠

グループ1

グループ2

グループ3

航行する区域が沿海区域以遠の場合、離岸からの距離、航行時間、水温の条件によって、どのグループに当てはまるかを下の表から確認します。

離岸	航行時間	水温	
5海里以遠	2時間超え	15℃未満	グループ1
		15℃以上	グループ2
	2時間以内	15℃未満	グループ3
		15℃以上	グループ3
5海里未満	2時間超え	10℃未満	グループ1
		10℃以上15℃未満	グループ2
		15℃以上	グループ3
	2時間以内		グループ3
航路の航海距離、航行する海域における海難事故の発生状況その他を勘案して 地方運輸局長が適当と認めるとき			グループ1

なお、瀬戸内※の沿海区域以遠については、上の表に関わらずグループ3です。

※ 瀬戸内…和歌山県田倉崎から兵庫県淡路島生石鼻まで引いた線、同島門崎から徳島県大磯崎まで引いた線、愛媛県佐田岬から大分県関崎まで引いた線、福岡県門司崎から山口県甲山まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域

(例 1) 5海里以遠で航行時間が2時間を超え、水温が15℃未満の場合

グループ1

(例 2) 5海里未満で航行時間が2時間を超え、水温が10℃以上15℃未満の場合

グループ2

(例 3) 5海里以遠で航行時間が2時間以内、水温が15℃以上の場合

グループ3

航行する区域： 平水区域のみ

グループ4

第1章 小型旅客船の乗組員に対する特定教育訓練制度の概要

グループ分けにおける水温の考え方

通年運航の場合と季節運航の場合、それぞれ以下の考え方にに基づき、判断してください。

通年運航する場合

航行する区域に以下の表に掲げる区域が含まれるか否かで、水温要件①②に該当するか判断します。

水温	航行区域の範囲
水温要件① 10℃未満	太平洋側:北緯38度以北 日本海側:北緯37度45分以北
水温要件② 10℃以上 15℃未満	太平洋側:北緯35度15分以北 日本海側:北緯33度15分以北 (①を除く)



季節運航する場合

海域早見マップ※により、航行する区域における運航期間中の最低水温を確認し、水温要件①②に該当するか判断してください。

※ 海域早見マップ

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQjjz3I&ll=33.96607818454027%2C133.30551374623604&z=8>

(国土交通HPより)



当該項目の関係法令
告示第2条

1-06 特定教育訓練の教材

特定教育訓練の実施にあたっては、訓練項目について漏れなく実施するため、また訓練航路の海図等を含んだ教材をもって実施することが有効です。

教材は船舶所有者単位で作成されることを想定しますが、特定教育訓練は水域特有の気象・水象等に応じた内容で訓練を行うことが必要であるため、複数の航路があり、それぞれ航路特性等が異なる場合には、航路単位で作成してください。

教材の作成

国土交通省では、特定教育訓練を適切かつ効果的に行っていただくため、教材のひな形を作成しています。「教材のひな形」は、空欄にそれぞれの事業者ごとの情報を追記いただくことで独自の教材ができあがるよう作成していますので、ご活用ください。

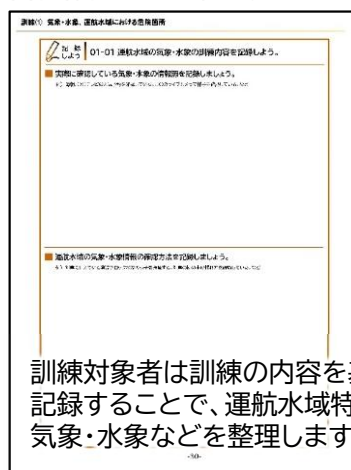
表紙



各訓練項目の解説



各訓練項目の記録



書き込んだ教材ひな形が教材そのものとなります。



特定教育訓練教材のひな形はこちらから
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001885521.pdf>



もう一步
知りたい

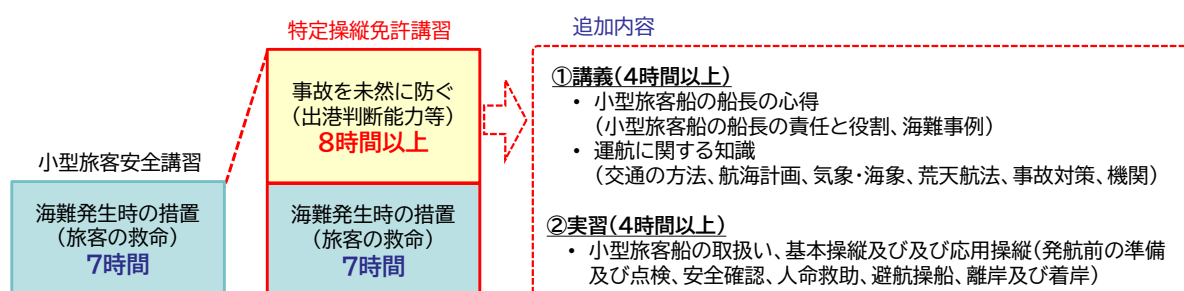
「旅客船の総合的な安全・安心対策」におけるその他の
「船員の資質向上対策」を知りたい。

■ 特定操縦免許取得の厳格化

小型旅客船の船長業務を行うにあたり、必要な特定操縦免許の取得要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「特定操縦免許講習」とします。また、告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを新たに取り入れるとともに、終了の要件として終了試験を導入します。

■ 講習課程の拡充

講習内容について、「事故を未然に防ぐ」観点から、船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加します。



■ 終了試験の導入

終了試験制度を創設し、終了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとします。

■ 履歴限定制度の導入

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長等の船員の資質向上を図る観点から、一定の区域を航行する小型旅客船の船長について乗船履歴を求めるとします。

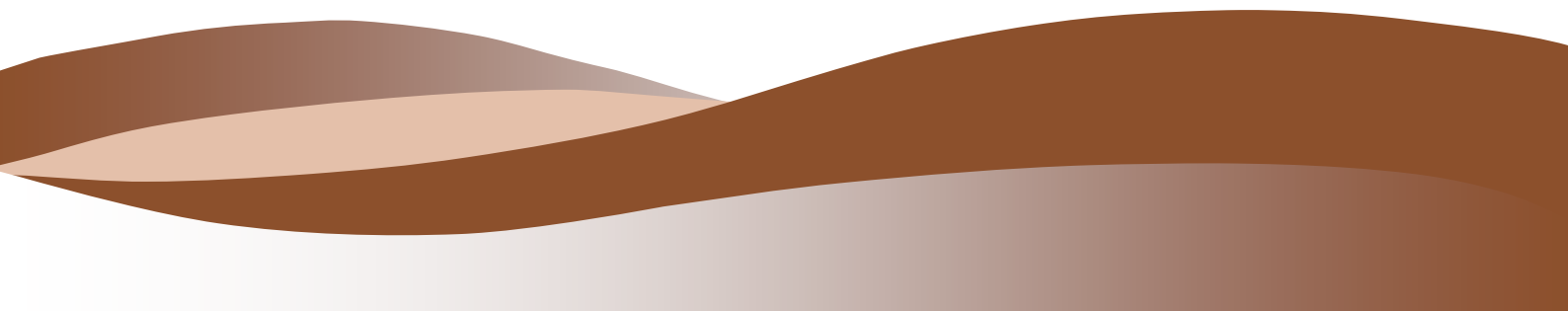
1	航行区域	・乗船履歴を求める船長は 「沿海区域以遠」を航行する小型旅客船の船長とする。
2	乗船履歴の 対象船舶	・小型船舶(20トン未満)、大型船舶(200トン未満)における乗船履歴。
3	乗船履歴の 期間	・1年(沿海区域以遠を航行する船舶での乗船履歴)。

旅客船の総合的な安全・安心対策の実施状況はこちらから
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000036.html



第2章 特定教育訓練の内容

- 2-01 特定教育訓練はどのように実施するか？
- 2-02 運航航路の海域での乗り組み経験
- 2-03 講義・実船実水訓練
- 2-04 特定教育訓練(講義・実船実水訓練)の内容
- 2-05 効果測定



2章

特定教育訓練の内容

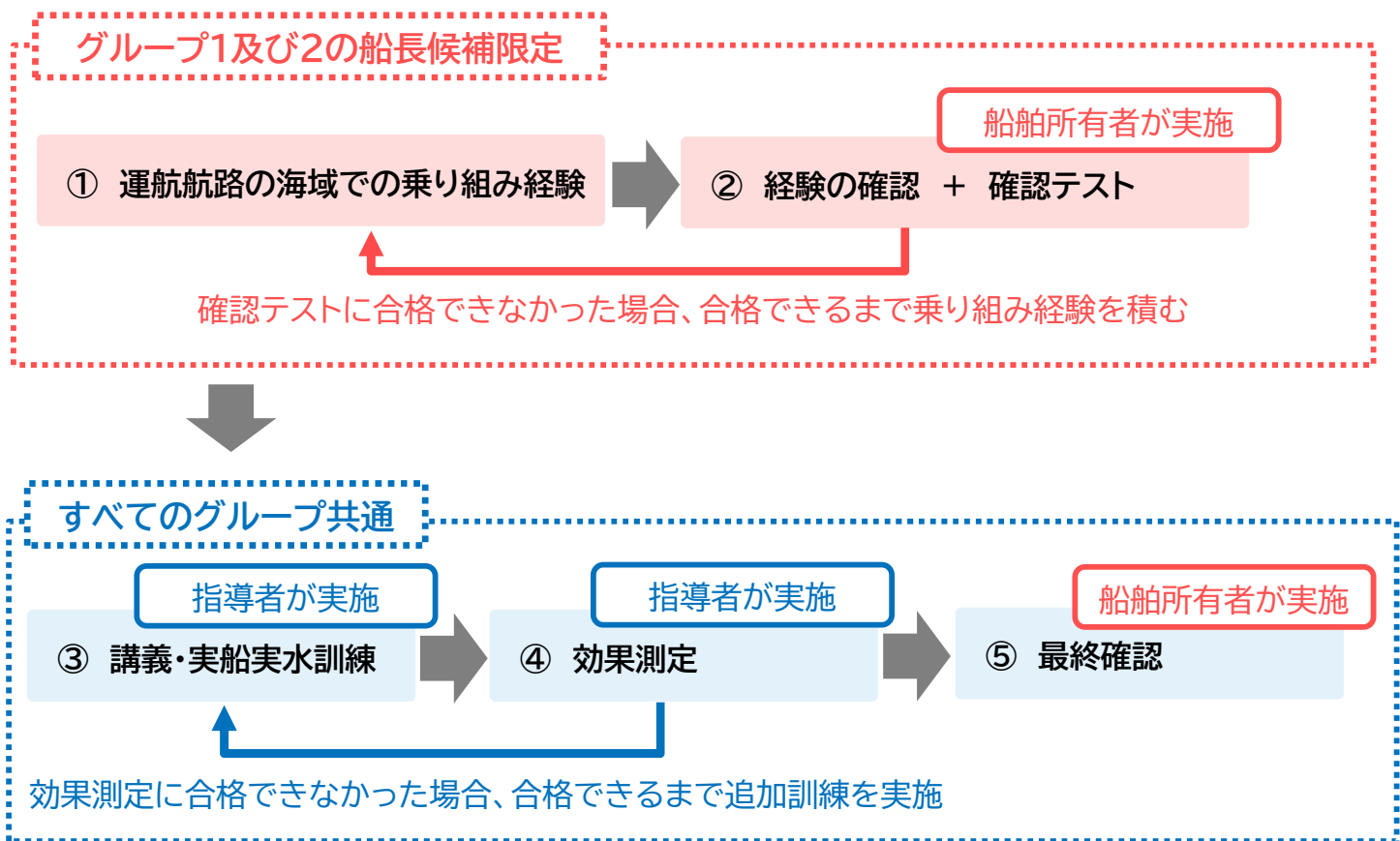
2-01

特定教育訓練はどのように実施するか？

特定教育訓練は、指導者による「講義」と「実技(以下、実船実水)訓練」を実施した後、締めくくりとして効果測定を行った上で、船舶所有者による最終確認を行うことで終了となります。

また、グループ1及びグループ2は航行条件の厳しさを考慮し、船長候補については「講義」の前に一定期間、概ね同じ航路での乗り組み経験が原則として必要です。

特定教育訓練の実施フロー



当該項目の関係法令

施行規則第78条の2の2の3②、③ 第78条の2の2の5②、③
告示第4条、第5条、第6条

2-02 運航航路の海域での乗り組み経験

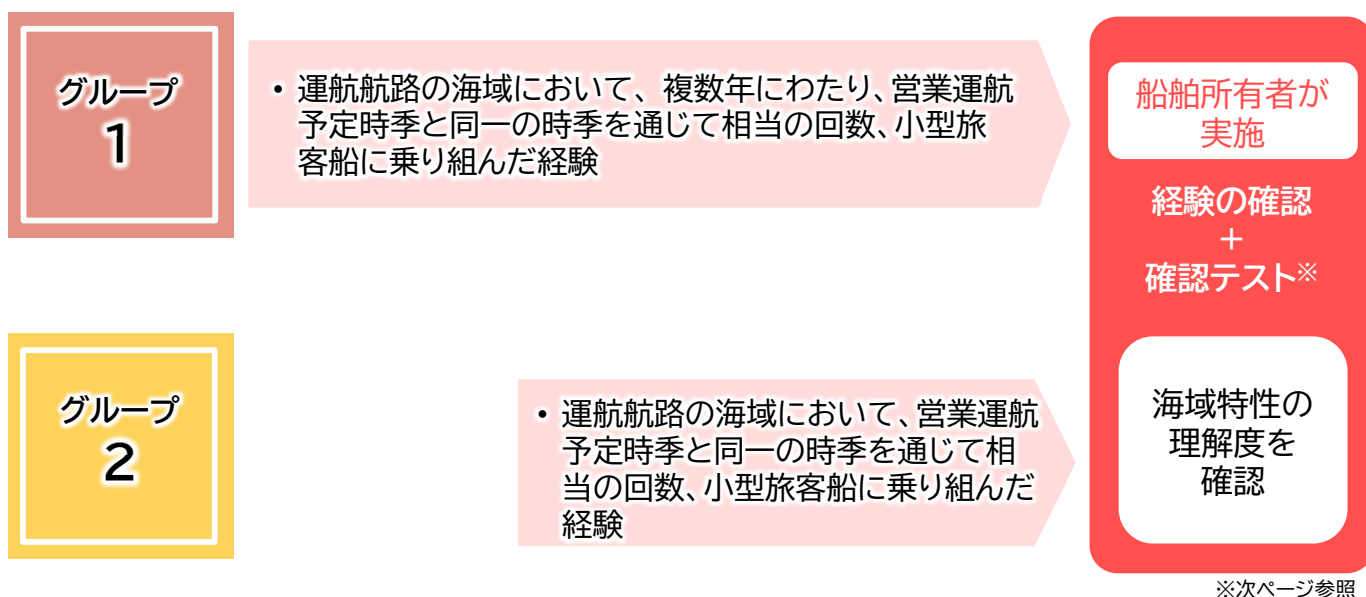
グループ1

グループ2

「① 運航航路の海域での乗り組み経験」は、グループ1及びグループ2の船長候補に関し、航行条件の厳しさを考慮し、船長候補として集中的な訓練となる「講義」の前に一定期間、当該海域の気象海象や危険箇所などの航路特性を把握することを求めるものです。

このため、船長として乗り組むことを予定している航路の海域において、以下のとおり甲板員等として船舶に乗り組んだ経験を積み、当該海域の特性を十分に理解していることを船舶所有者が確認します。

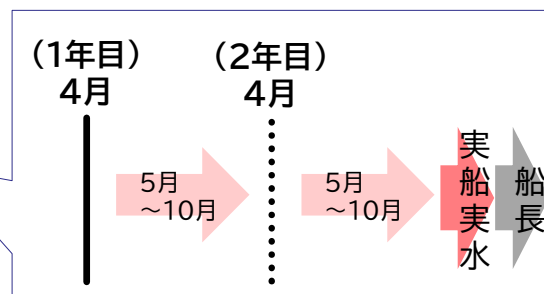
必要となる運航航路の海域での乗り組み経験



「営業運航予定時季と同一の時季を通じて」とは、営業運航を予定している全ての季節において、均一に経験をすることを求めるものです。

「複数年にわたり、営業運航予定時季と同一の時季を通じて相当の回数、乗り組んだ経験」とは？

- 通年運航(1年間通して運航)の場合
→4月から翌年3月までの乗り組み経験を2年以上
- 5月から10月運航の場合
→5月から10月までの乗り組み経験を2年以上
- 7月、8月運航の場合
→7月、8月の乗り組み経験を2年以上



※ いずれも運航期間の概ね前後1か月を含む期間内。

※ 運航期間が変わる場合についても、運航期間の概ね前後1月の範囲内での変更であれば、乗り組み経験を有する。

乗り組みは運航形態や頻度を勘案した経験とすることとし、通年運航の場合は1年あたり60回程度の経験を均一に積むことを求めるものです。

※対象グループ

グループ1

グループ2

■ 運航航路の海域とは？

海域の特性の理解は、その後に続く特定教育訓練の一環であることから、**運航予定の航路と概ね同じ航路※**における経験です。 ※入出港、主要経路、主要ポイント、通過点と同じ

■ 乗り組み経験として認められる小型旅客船とは？

訓練対象が特定小型船舶でない小型旅客船の場合は、特定小型船舶を除いた小型旅客船における経験です。特定小型船舶の場合は、特定小型船舶を含む小型旅客船に乗り組んだ経験とします。

■ やむを得ない事情により、運航航路の海域での乗り組み経験を有する者を確保できない場合の特例はないのか？

次に掲げる場合において必要となる特定教育訓練は、輸送の安全を確保する観点から必要と考えられる代替措置を講じた上で、特例措置を講じることとします。

特例措置を適用する場合

回避不可能なやむを得ない事情により、小型船舶における運航航路の海域での乗り組み経験を有する者の確保ができない場合

具体的なケース

新規参入

新規航路
への就航

20t未満への
代替建造
【離島航路】

船長の
急病等

特例措置の内容

運航航路の海域での乗り組み経験の省略

代替
措置

実船実水訓練(P16、28)

- ・実船実水訓練の回数を**2倍**(グループ1については1.5倍)
- ・実船実水訓練は運航予定期間のうち当該海域における**最も厳しい時季**を含めて実施

安全管理体制の整備

出航判断における地元漁業者・通船事業者等による助言を受けられる体制の整備と助言の結果の記録・保存【新規限定】

運航航路の海域での乗り組み経験にかかる理解度確認テスト

確認テストは、運航航路の海域での乗り組み経験により得られた知識・経験が、集中的な訓練を実施する段階に達しているかどうかを船舶所有者が確認するためのものです。

確認テストの結果、理解度が不足していれば甲板員等としてさらなる乗り組み経験を求め、再度の確認テストに合格後、「講義」に移行することができます。

なお、確認テストの評価は、運航航路の海域の特性や旅客事業用小型船舶について熟知する者（訓練指導者等）により実施することも可能ですが、最終的な確認は船舶所有者が行います。

理解度確認テストの例

確認年月日								
氏名								
対象航路								
			船長等による評価					
			確認者名:					
項目	確認事項	確認テストの例 このほか、事業者において設定可	理解 不十分 1	概ね理解 している 2	十分理解 している 3			
航行する海域における気象及び海象並びに危険箇所	運航海域の気象(天候・気温・風況等)の特性(荒天時などの状況変化を含む) ※運航する季節により特性が異なる場合は季節ごとの特性を問うこと	・海霧が起きやすい季節や時間帯は。また、運航水域における海霧が発生しやすい状況(前兆)は。 ・運航水域において今後天候の悪化が見込まれる風況は。	【原則】 全て2以上 (うち評価点3が3割を占めること)					
	運航海域の海象(波高・波形・うねり等)の特性(荒天時などの状況変化を含む) ※運航する季節により特性が異なる場合は季節ごとの特性を問うこと							
	運航する海域の暗礁・浅瀬の有無・位置	・暗礁等があり、運航に注意を要する箇所は。						
	運航する海域の漁業形態	・運航水域において行われている漁法は。						
	運航する海域のブイ・定置網等の有無・位置	・航路のブイ・定置網等があり留意すべき位置は。				・定量的な質問(航路上の危険地点を回答させるもの等)については、回答内容に過不足がなければ3、一部過不足があるが、6割を押さえている場合は2、それ以外を1 ・定性的な質問については、回答内容に過不足がなければ3、一部過不足があるが最低限の内容は押さえている場合は2、それ以外を1		
	運航する海域の他船の状況	・運航水域で大型船や特殊船の出入港や航行としてはどのようなものがあるか。						
航行する海域における適用法令	海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法、その他関係条例等	・運航水域における港則法や海上交通安全法適用の範囲は。 ・地元の関係者間でのローカルルールはあるか。						
過去の小型船の事故事例	運航する水域での過去の小型船事故事例	・事故が多い水域はどこか。事故原因はどういったものが多いか。						
小型船舶の航行の特性	運航する水域における小型船舶の航行の特性	・(航路上の特定の地点を示し)当該地点から〇〇ノットで航行した場合の主要港や陸までの時間はどのくらいか。						

- ・各確認事項に対して、2問以上を設定
- ・評価は 3段階 「1:理解不十分 2:概ね理解している 3:十分理解している(回答に過不足なし)」



当該項目の関係法令

施行規則第78条の2の2の3③、第78条の2の2の5③
告示第5条、第6条、第7条

第2章 特定教育訓練の内容

2-03

講義・実船実水訓練

※対象グループ

グループ1

グループ2

グループ3

グループ4

下記に実施すべき訓練項目及び訓練時間・回数を示します。

第1章で述べた海域のグループ及び訓練対象者の区分によって、訓練項目及び訓練時間・回数は異なります。

復職船員も、復職する職務と同じ内容の訓練を実施します。

訓練方法	訓練項目		グループ1			グループ2			グループ3			グループ4		
			船長候補	甲板員候補	その他乗組員候補	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補
			時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数	時間・回数
講義	訓練1	気象・水象及び危険個所	●		●	—								
	訓練2	航行する水域における適用法令	●		●	—								
	訓練3	運航基準	●	40時間以上	●	20時間以上	●	5時間以上	40時間以上	20時間以上	5時間以上	20時間以上	8時間以上	5時間以上
	訓練4	故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順	●		●	—								
	訓練5	落水、傷病対応	●		●	—								
	訓練6	避難、航行経路からの離脱、救命設備	●		●	—								
実技 (実船実水) 訓練	訓練7	運航可否判断	●		—	—								
	訓練8	発航前検査	●		●	—								
	訓練9	出入港作業	●	60回以上	●	15回以上	—	1回以上	30回以上	15回以上	1回以上	15回以上	5回以上	1回以上
	訓練10	離着桟※1及び操船※1	●		—	※1	—							
	訓練11	見張り※1、航海計器、業務連絡	●		●	—								
	訓練12	避難、航行経路からの離脱、救命設備	●	※2	●	※2	●		※2	※2		※2	※2	

※訓練7～12について、1回の運航で実施、それぞれで実施、いずれも可。

※1 1回のカウント→A～B～Aの周遊：1回、A→B：1回。

また、甲板員に離着桟や操船を行わせる場合には訓練を行う。

※2 訓練12のうち、避難港等への離着桟・出入港作業、旅客の避難誘導手順、船内の救命設備の確認にかかる訓練については、特にそれらを主要内容とした訓練回として、1回以上行う（これらを分けて2回以上の形で行うことも可）

グループ4(平水)のうち、川下りの事業者の訓練回数について

川下り船(流れのないところ、ゆったりした流れの川を航行する船などを除く)については、上記訓練に加えて、国土交通省及び日本小型船舶検査機構による「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づき、訓練者の経験年数や航行する河川の状況等を踏まえ、十分な教育訓練を行うことが必要です。



当該項目の関係法令

施行規則第78条の2の2の3②、第78条の2の2の5②
告示第2条

※対象グループ

グループ1

グループ2

グループ3

グループ4

2-04

特定教育訓練(講義・実船実水訓練)の内容

訓練は大きく12の項目(訓練1～訓練12)に分かれています。

訓練1～訓練6までは「講義」、訓練7～訓練12は「実船実水」による訓練としています。

各訓練で実施する内容は下記の通りです。

講義

訓練1 気象、水象及び危険個所

省令	船舶の航行する水域の特性に関する事項	
告示	航行する水域における気象及び水象並びに危険個所	
具体的内容	必須事項	- 運航判断に必要な気象・水象情報の確認方法、運航水域における気象、風速・風向き・波高・波形・うねりによる水象の状況変化について理解する。 - 運航航路及び航路付近の暗礁・浅水部・狭所部の有無や位置、漁業形態、ブイ・定置網等の漁具の有無や位置、漁船やプレジャーボート、水上バイク等他船の動静、引き波等による他船への影響について理解する。
	推奨事項	他事業者の運航航路や運航時間を把握する。

講義

訓練2 航行する水域における適用法令

省令	船舶の航行する水域の特性に関する事項	
告示	航行する水域における適用法令	
具体的内容	必須事項	- 運航水域における規制(海上衝突予防法、港則法、海上交通安全法、河川法、地方自治体での関係条例等)を理解する。 - 地域の協議会など、他の水域利用者による自主的なルールを確認し、設定がある場合には、内容を理解する。

第2章 特定教育訓練の内容

講 義

訓練3 運航基準

省令		輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
告示		運航基準
具体的内容	必須事項	- 自社の安全管理規程、運航基準図、その他の安全に関する社内規程により、航海の安全確保のための運航の可否判断(発航・基準航行・入港の可否判断)や荒天時の欠航判断について理解する。 - 自社の水域を中心とした小型旅客船の過去の事故事例・ヒヤリハットについて原因・対応策とともに確認する。
	推奨事項	自社の水域を中心とした小型船舶や全国の小型旅客船の過去の事故事例について、原因・対応策とともに確認する。

講 義

訓練4 故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順

省令		旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
告示		故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順
具体的内容	必須事項	機関故障、火災、他船との衝突、座礁、浸水が発生した場合に、船体に対して実施すべき措置・対応や、陸上への連絡、自走不可となった船の曳航方法について理解する。

講 義

訓練5 落水、傷病対応

省令		旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
告示		落水及び傷病対応
具体的内容	必須事項	訓練対象者が実際に操船する小型旅客船において、乗組員又は旅客が落水した場合の対応や、傷病者が発生した場合の応急対応及び陸上への連絡について理解する。
	推奨事項	救命処置について理解する。

第2章 特定教育訓練の内容

講義

訓練6 避難、航行経路からの離脱、救命設備

省令		旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
告示		避難及び避難先の判断、航行経路からの離脱の判断、避難先での出入港作業、避難先での離着舷、旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用手続
具体的内容	必須事項	・ 運航中に荒天した場合や津波発生、急病人が発生した場合など避難が必要となる状況を理解し、その避難先(避難港・その他避難エリアへ向かう、引き返す、目的地まで継続航行する)及び連絡体制について理解する。また、万が一出航後に予期せぬ気象・水象の悪化等が発生した場合その他の非常時の場合を想定した航行経路からの離脱の判断について理解する。 ・ 避難港その他避難エリアを設定している場合は、当該港・場所の位置及び主要各点からの到達時間を確認し理解する。 ・ 旅客の避難誘導(特別な支援を要する者の避難誘導を含む)や下船の手順、救命胴衣の正しい着用方法の説明手続について理解する。 ・ その他救命設備(救命いかだ又は救命浮器、救命浮環又は救命浮輪、遭難信号用具)の使用手続について確認し理解する。
	推奨事項	・ 避難後に船側で対応すべき内容(緊急入港時の連絡、傷病者の移送等)について確認する。

実船実水訓練

訓練7 運航可否判断

省令		輸送の安全の確保のための定めに関する事項
告示		運航可否判断
具体的内容	必須事項	・ 実際に運航する水域において、気象及び水象情報、水路情報その他の情報の収集をし、運航基準に基づく、船舶の安全な航行確保のための運航可否判断(発航、基準航行、入港)をする。 ・ 収集した気象情報やそれに基づく発航中止等の判断について、運航管理者等へ正確な伝達をする。

実船実水訓練

訓練8 発航前検査

省令		発航前の検査に関する事項
告示		発航前検査
具体的内容	必須事項	・ 訓練対象者が実際に操船する小型旅客船において、船長が実施すべき発航前の検査(ハッチを含む船体・機関・無線の点検、気象・水象情報等)を行う。 ・ 検査には、各小型旅客船に応じたチェックリストを用いる。

第2章 特定教育訓練の内容

実船実水訓練

訓練9 出入港作業

省令		見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
告示		出入港作業
具体的内容	必須事項	実際に運航する水域の発着箇所において、訓練対象者が実際に操船する小型旅客船により、綱取り、係留・解らん、錨泊の対応を行い、走錨等の注意事項、旅客の安全な乗降手順等について理解する。
	推奨事項	- 発着箇所以外にも係留の可能性がある場合、当該場所における上記事項を実施し、手順等を理解する。 - 台風予報など今後の予測を含めた気象・水象条件による係留索の増し取り等を理解する。 - 綱取り時、陸上作業員がいる場合の連携について理解する。

実船実水訓練

訓練10 離着棧、操船

省令		見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
告示		離着棧及び操船
具体的内容	必須事項	- 実際に運航する水域の発着箇所において、訓練対象者が実際に操船する小型旅客船により、風速・風向等に応じた離着棧の操船を行う。 - 実際に運航する航路において、当該訓練対象者が実際に操船する小型旅客船を運転し、操縦性能・安定速力・操舵位置からの視界制限・その他の特性を踏まえた安全な運転方法について理解する。 - 夜間に航行する場合は、当該時間帯に実際に運航する水域の発着箇所及び航路において、離着棧及び操船の訓練を行い、灯台の灯火等、夜間の状況を確認する。 - 甲板員に離着棧や操船を行わせる場合には、訓練を実施する。
	推奨事項	- 発着箇所以外の離着棧の可能性がある場所がある場合、風速・風向等に応じた離着棧の操船を行う。 - 安全な実施体制を確保したうえで、曳航方法について実践する。

第2章 特定教育訓練の内容

実船実水訓練

訓練11 見張り、航海計器、業務連絡

省令	見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項
告示	見張り、航海計器操作及び業務連絡
具体的内容	必須事項 - 実際に運航する航路において、航行中の他船・地形・漁具等に対する見張りを行い、常時適切な見張りを行う必要性及び適切な手段について理解する。また、火災や旅客の不安全行動などが無い船内巡視等を行う。 - 訓練対象者が実際に操船する小型旅客船において、搭載されている航海用具の位置や操作方法について理解する。なお、船舶自動識別装置(AIS)、GPSプロッター等の航海計器が搭載されている場合、その操作方法を含む。 - 実際に運航する航路において、自社の安全管理規程に基づき行う定点連絡について、その必要性、連絡方法、連絡先及び連絡内容について、実際に連絡を行い内容を理解する。 - 夜間に航行する場合は、当該時間帯において訓練を行い、灯台等の灯火等、夜間の状況を確認する。

実船実水訓練

訓練12 避難、航行経路からの離脱、救命設備

省令	旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
告示	避難及び避難先の判断、航行経路からの離脱の判断、避難先での出入港作業、避難先での離着桟、旅客の招集及び誘導並びに救命設備の使用方法
具体的内容	必須事項 - 実際に運航する航路において、 ✓ 急激な荒天や津波発生、急病人が発生した場合などの緊急時における避難の判断 ✓ 万が一出航後に予期せぬ気象・水象の悪化等の兆候が発生した場合その他の非常時の場合を想定した航行経路からの離脱の判断 の訓練を行う。なお、運航基準の範囲内で比較的平穏ではない条件下においても実施する。 - 避難先として避難港その他避難エリアを設定している場合、実際に当該港・場所での離着桟及び出入港作業を実施する。【船長候補、甲板員候補のみ】 - 訓練対象者が実際に操船する小型旅客船において、旅客の避難誘導手順について確認する。また、救命設備(救命胴衣、救命いかだ又は救命浮器、救命浮環又は救命浮輪、遭難信号用具)の位置、使用方法を確認し、救命胴衣については正しい着用方法を実践する。 推奨事項 - 避難先における非常時の係留方法(係留策の増し取り、錨泊等)について理解する。 - 航行中は運航基準の範囲内でしか避難港及び避難エリアの状況を確認できないため、気象・海象が悪化した時(運航基準の範囲外)の避難港及び避難エリアの状況について、安全を確保した上で、陸上から確認する。



当該項目の関係法令

施行規則第78条の2の2の3②、第78条の2の2の5②
告示第2条

2-05 効果測定

※「③ 講義・実船実水訓練」「④ 効果測定」「⑤ 最終確認」は全てのグループが対象となります。

効果測定は、訓練の総仕上げとして、習得した知識・技能が乗組員の職務に従事するにあたって必要十分なものとなっているかを指導者(訓練箇所の外部講師含む)が、**実船の操船に同乗して評価する**ものです。

合格するまで必要に応じて実船実水訓練又は講義訓練を繰り返します。
効果測定後は、船舶所有者による終了の確認が必要です。

効果測定の実例

質問にあたっては、回答に含まれるキーワードや回答の助けとなる具体的なケース等を加えて質問することで、本質的な理解度を確認

指導者の評価は、事前に四捨五入する場合を除き、複数者による確認

実施年月日			指導者評価						
氏名			指導者名						
訓練対象職務			船長			船長以外			
対象航路			理解不十分	概ね理解している	十分理解している	理解不十分	概ね理解している	十分理解している	備考
対象船舶			1	2	3	1	2	3	
項目		確認事項	口頭確認の例 このほか、事業者において設定可 ※着色：船長以外に対する確認の色						
	細目								
航行する水域における気象及び水象並びに危険箇所	気象・海象	・寒冷前線が接近している場合における、想定される30分後、1時間後、2時間後の気象・水象の変化はどのようなものか。 ・海霧が起きやすい季節や時間帯はいつか。また、運航水域にはどのような状況(前兆)はどういったものか。霧の中にはどのようなものがあるか。 ・ 運航水域において今後天候の悪化が見込まれる風況は。 ※運航する季節により特性が異なる場合は季節ごとの特性を説明すること							
	地形	・ 暗礁等があり、運航に注意を要する箇所は。 ・当該水域(暗礁・浅瀬付近)での最大の潮位差はどれぐらいか。 ・経路上で離岸流その他の海流が強い地点はどこか。							
	漁具	・ 運航する海域で行われている漁業形態(使用漁具、漁具が設置される範囲、操業時間帯)にはどのようなものがあるか。 ・ 漁具に関し、経路上で注意が必要な地点はどこか。どういった危険があるか。							

【原則】
船長：
全て3で合格

船長以外：
全て2以上で合格

評価のポイントとして「確認事項」を示すが、操船と離着岸など、明らかに評価を分けべきものの以外は、細目での全体評価とする。

安心して旅客を任せられるか否か、乗組員としての適性を指導者1人だけでなく、複数人で判断することが安全な旅客船の運航を確保する上で大変有効です。

このため、指導者の他、他の船長や運航管理者など複数名による評価を行うことを原則とします。

社内や外部に適切な指導者がいない場合の評価は？(P25最下段の場合)

▶▶▶ 船舶所有者及び第3者が同乗し、複数回の効果測定を実施します。

本来、指導者による教育訓練を経た指導者による効果測定と比較し、評価の状況や前提が異なることから、複数回の効果測定を実施します。

いずれの回も、船舶所有者が同乗することに加え、実船実水訓練に定期的に参加する第3者に外部評価者として効果測定時にも引き続き同乗してもらい、小型旅客船の船長としての適性について、自らの経験を踏まえて評価していただきます。

この外部評価者による評価で合格した場合に限り、船舶所有者(船舶所有者自身が被訓練者の場合を含む)が責任を持って総合評価をします。



当該項目の関係法令

施行規則第78条の2の2の3②、第78条の2の2の5②
告示第4条

第3章 特定教育訓練の進め方

- 3-01 特定教育訓練の実施体制の整備・役割分担
- 3-02 教育訓練の実施内容の検討及び決定
- 3-03 訓練指導者の選任・指導方法
- 3-04 事前説明の実施
- 3-05 定期的な教材の見直し
- 3-06 特定教育訓練の実施にあたっての留意点



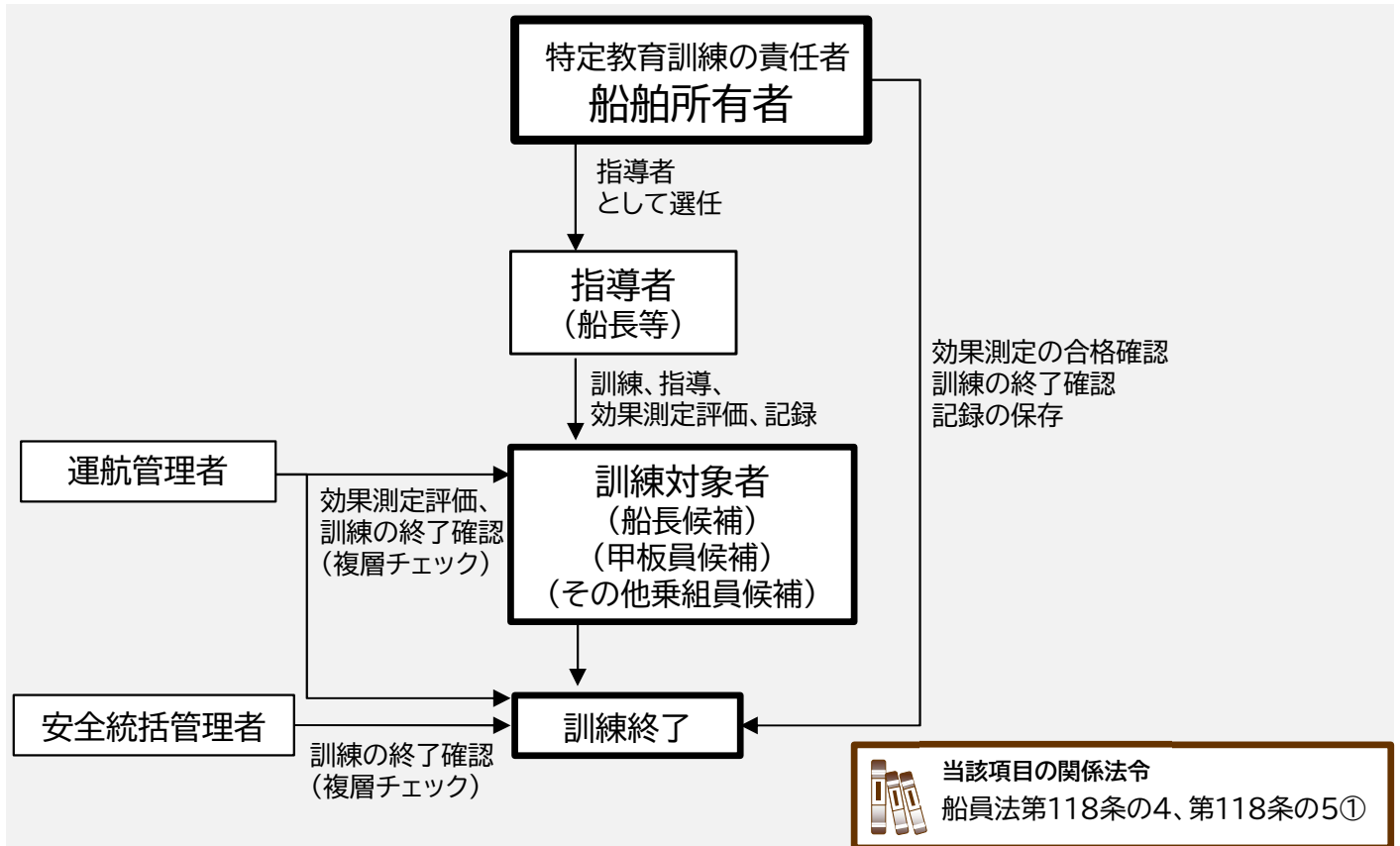
3章

特定教育訓練の進め方

3-01

特定教育訓練の実施体制の整備・役割分担

船舶所有者は訓練環境の体制等を整備する必要があります。以下に体制の一例を示します。



ポイント

新規事業者等、事業者内に訓練指導に適した者がいない場合は？

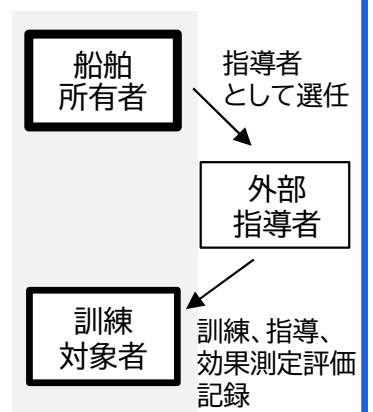


概ね同じ航路の他事業者、地域の協議会などの協力を得て訓練を実施します。

新規事業者等、事業者内に訓練指導に適した者がいない場合は、概ね同じ航路において活動する他事業者（地域協議会の事業者を含む）、漁業従事者（水域特性に限る）、小型船舶教習所などで当該水域で2年以上の経験を有する小型船の船長相当の者に対し、事業者内の規定など一部を除き、運航航路の特性、操船や避難港等、指導を依頼し実施します。
なお、内規なども含めあらかじめ外部指導者に共有し、全てを訓練してもらうことも可能ですが、船舶所有者と外部指導者とが協力し、漏れがないよう訓練を実施してください。（概ね同じ航路について→P14参照）

上記で網羅できない訓練部分や、外部指導者もない場合には、さらに出航港のできるだけ近い海域における、他事業者等の船長相当の者から、必要な情報を得て、自ら実施します。

実船実水訓練については、船舶所有者とこれら第3者が同乗し実施します（第3者は所要訓練回数の1/5以上を定期的に同乗）。（効果測定について→P23参照）



3-02 教育訓練の実施内容の検討及び決定

事業者の形態にあった特定教育訓練とするため、運航船舶の特徴や運航水域特有の気象・水象を踏まえた内容を検討します。

訓練指導者は、上記特性に沿った訓練とするために、自身の知識・経験をもとに運航船舶や運航水域にかかる情報を教材に反映しましょう。

訓練対象者に対してどのような項目やスケジュールで訓練を行うか、あらかじめ計画して訓練に臨みましょう。

3-03 訓練指導者の選任・指導方法

船舶所有者は、運航船舶の特徴や水域特有の気象・水象を熟知する者を訓練指導者として選任します。

訓練指導者は、訓練成果があがるようにすることを担い、訓練の最後には効果測定の可否を判断することとなります。特に船長候補に関しては、船長としての適性について、操船技術だけでなく、安全に、安心して旅客を任せられるか否か、バランス等踏まえて判断する必要があり、こうした判断を適切に行うことができる者を、指導者として選任することが求められます。

訓練指導者は、本ガイドラインを使用して、特定教育訓練の実施前までに、なぜ特定教育訓練が求められているのか、特定教育訓練の内容などについて確認します。

訓練指導者

ベテラン船長
外部講師 等



訓練は、可能な限り教材に沿って計画的に教育を行いましょう。

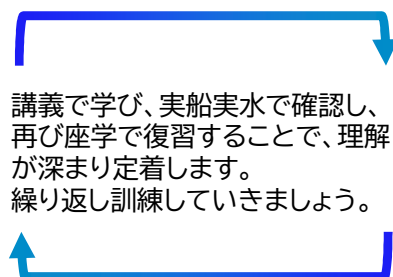
教材に示されている内容は一般的な内容であるため、事前に必要な情報は船舶所有者等から入手し、運航船舶の特徴、水域特有の気象・水象については訓練指導者の経験や知識を基に適宜補足しながら説明を行いましょう。

特定教育訓練は、「講義」の6項目と、「実船実水」の6項目の2部構成となっています。「講義」の6項目は、船上や運航水域上で確認しながら学習することも可能です。

訓練は必ずしも訓練1から訓練12の順に実施する必要はありませんので、「講義」で学んだことを「実船実水」で確かめ、さらに座学によって復習するなど、各項目ごとに、事業者が実施しやすく、学習効果が高いと考えられる学習方法を選んで行いましょう。



講義



実船実水

3-04 事前説明の実施

船舶所有者は、特定教育訓練を実施する前までに、第1章も活用しながら訓練対象者に対して事前説明を行いましょう。
説明内容は下記が想定されます。

- なぜ特定教育訓練が求められているのか。
- どのような制度であるのか。
- 誰を対象とした訓練であるのか。
- 訓練項目はどのようなものか。
- 訓練に係る期間はどの程度であるか。
- 訓練の計画やスケジュールはどのようなものか。



3-05 定期的な教材の見直し

関係する規程の改正や航行水域の環境の変化等があった場合は適宜教材を修正しましょう。
特段変更がないと思われる場合においても、定期的に教材を見直し、よりよい教材となるように心がけましょう。

3-06 特定教育訓練の実施にあたっての留意点

特定教育訓練実施時期の考え方

船舶所有者は、訓練対象者を「船長」、「甲板員」、「その他乗組員」として初めて乗り組ませようとする日の直前に、特定教育訓練を終了させる必要があります。
引き続き、実際の営業運航における乗り組みにより、訓練効果を持続していくため、乗り組みまでの時間が空くことのないよう、計画的に訓練及び乗り組みをスケジュールする必要があります。



実船実水訓練

実船実水訓練は、ガイドラインや教材のひな形を活用の上、気象水象の条件変化に対応するため、できる限り運航シーズンを通して万遍なく訓練を実施してください。
その他留意する点は以下のとおりです。

実船実水訓練実施に当たっての留意点

- ・ 1日に極端に集中して実施することのないようにする。
- ・ 運航シーズンの中で、特にリスク要素が多いと考えられる時季・時間帯がある場合は、その時季・時間帯での訓練を実施する。
- ・ 夜間運航が想定される場合は、夜間の訓練を実施する。
- ・ 航行の安全に支障のない範囲であれば、営業運航中であっても訓練実施は可能である。ただし、訓練対象者は船員法で定められた定員には含めない。

実船実水訓練における訓練対象者の定員上の扱い

自動操舵装置なし				自動操舵装置あり			
最長航行時間	8時間以下	16時間以下	16時間超	最長航行時間	8時間以下	16時間以下	16時間超
700トン未満の船舶	2人	4人	6人	700トン未満の船舶	1人	2人	3人
営業中	定員内	定員外		営業中	定員内	定員外	
	船長 	甲板員 	甲板員(船長候補) 		船長 	甲板員(船長候補) 	
営業外	定員内	定員外		営業外	甲板員(船長候補) 		
	船長 	甲板員(船長候補) 				甲板員(船長候補)のみでは指導者がいないため不可 (指導者(船長)が乗船していれば可能)	

第3章 特定教育訓練の進め方

■ 水域変更、船舶の変更による特定教育訓練

特定教育訓練は、運航予定の航路ごと、乗り組ませる予定の船舶ごとに、その特性を踏まえた訓練を実施するものです。

このため、航路の新設・変更、使用船舶の追加・変更があった場合は、過去3年以内に受けた訓練(又は有する経験)の内容と異なる部分について訓練が必要です。

なお、令和6年4月1日以前から既に船長等として乗り組んでいる場合も必要となります。

以下、航路・船舶の変更等があった場合、必要となる訓練項目の例です。

航路の新設・変更の場合

気象・水象及び
危険箇所

航行する水域に
おける適用法令

運航基準
運航可否判断

離着岸及
び操船
見張り

避難、
航行経路からの離脱

使用船舶の追加・変更の場合※

故障、火災、衝突、座礁及び
浸水時の対応並びに手順

離着岸及び操船

見張り、航海計
器、業務連絡

救命設備

※ 船舶の追加・変更の場合は、その船型、大きさ、操船性能、船内からの視界、点検箇所等が同じで、同じ船舶とみなす場合であっても、これらのほか、受ける風、波の船体への影響等が異なる可能性があるため、訓練の内容を省略する場合であっても、一定の習熟を行うことが大切です。

グループ1及び2の船長候補に求める、運航航路の海域での乗り組み経験(P13参照)についても、変更後の航路部分についての経験が必要となります。既存航路に新たに從事させる場合には、あらかじめ想定されるルートにおいて計画的に乗り組み経験を積ませてください。なお、新規航路などやむを得ない場合には、実船実水訓練をP14のとおり実施してください。

■ 複数の船舶・航路を訓練する場合の訓練の一部省略

複数の航路・船舶を所有する場合、訓練内容が重複する部分については、訓練の一部を省略して構いません。

■ 復職船員、競合他社からの転職者等を対象に実施する場合の特例

復職船員、競合他社からの転職者などで、新たに乗り組ませる予定の航路と概ね同じ航路(P14参照)で同一職務以上での経験がある場合には、訓練前に実船を用いた効果測定を行い、6割以上の評価であれば、訓練時間・回数を所要の半分以上とすることが可能です。

また、訓練を実施する項目についても、過去3年以内に受けた訓練(又は有する経験)の内容と重複がある場合には、当該内容に係る項目を省略することも可能です。

第3章 特定教育訓練の進め方

■ スポット運航の場合の特例

年に6回以内の短期的な運航で、新たに運航しようとする運航航路の海域が、従前の海域と7割程度重複し、かつ、出入港が同一である場合において、訓練対象者が、訓練開始の直近1年以内に当該従前の海域の小型旅客船の乗組員(訓練対象職務と同一以上)である場合には、以下のとおり実施することとし、グループ1及び2の船長候補においては運航航路の海域における乗り組み経験は省略が可能です。

グループ1				グループ2、3			グループ4		
訓練方法	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補
講義	11 時間以上	5 時間以上	1 時間以上	11 時間以上	5 時間以上	1 時間以上	4 時間以上	1 時間以上	1 時間以上
実技 (実船実水) 訓練	10 回以上	2 回以上	1 回以上	5 回以上	2 回以上	1 回以上	3 回以上	1 回以上	1 回以上

年に6回以内の短期的な運航で、新たに運航しようとする運航航路の海域が、従前の海域の近傍である海域の場合において、訓練対象者が、訓練開始時の直近1年以内に当該従前の海域の小型旅客船の乗組員(訓練対象職務と同一以上)である場合には、以下のとおり実施することとし、グループ1及び2の船長候補においては運航航路の海域における乗り組み経験は省略が可能です。但し、訓練対象者が船長候補の場合、安全体制確保のため、運航当日において、本来の定員に加えて、以下を満たす甲板員2名を乗船させることとし、運航当日の体制を記録・保存してください。

- ① 小型船舶操縦士免許(特殊小型船舶操縦士免許を除く)を受有している。
- ② 運航航路の海域の近傍である海域で直近1年以内に乗り組み経験がある。

※ 近傍である海域とは、運航航路の海域の近辺であり、海域特性が同一で、運航上注意すべき点等も同様である海域をいいます。

グループ1				グループ2、3			グループ4		
訓練方法	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補	船長候補	甲板員候補	その他候補
講義	原則と同時間以上			原則と同時間以上			原則と同時間以上		
実技 (実船実水) 訓練	上記と同じ			上記と同じ			上記と同じ		

■ 海上保安庁による灯台等のメンテナンスのための旅客輸送における特例

海上保安庁による灯台等のメンテナンスのための旅客輸送であって、以下の全てに該当する場合には、講義及び実技につき、航路状況等を鑑み船舶所有者において設定する任意の時間及び回数を実施することとし、グループ1及び2の船長候補においては運航航路の海域における乗り組み経験は省略が可能です。

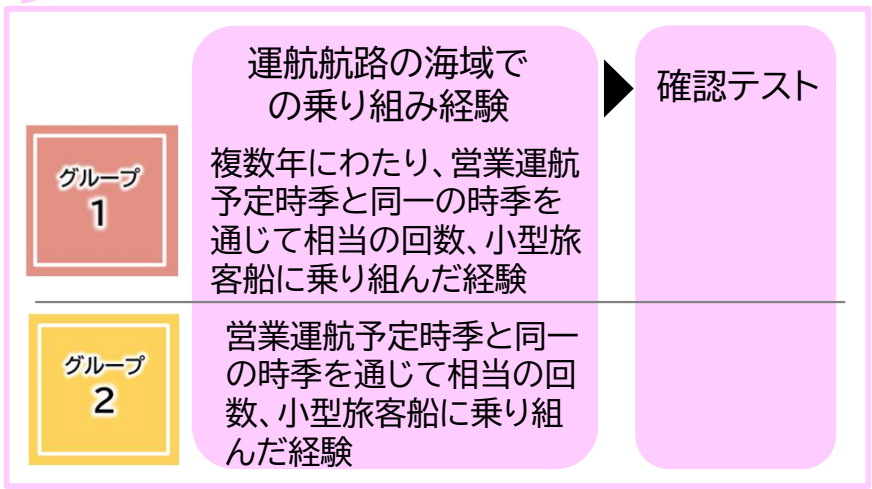
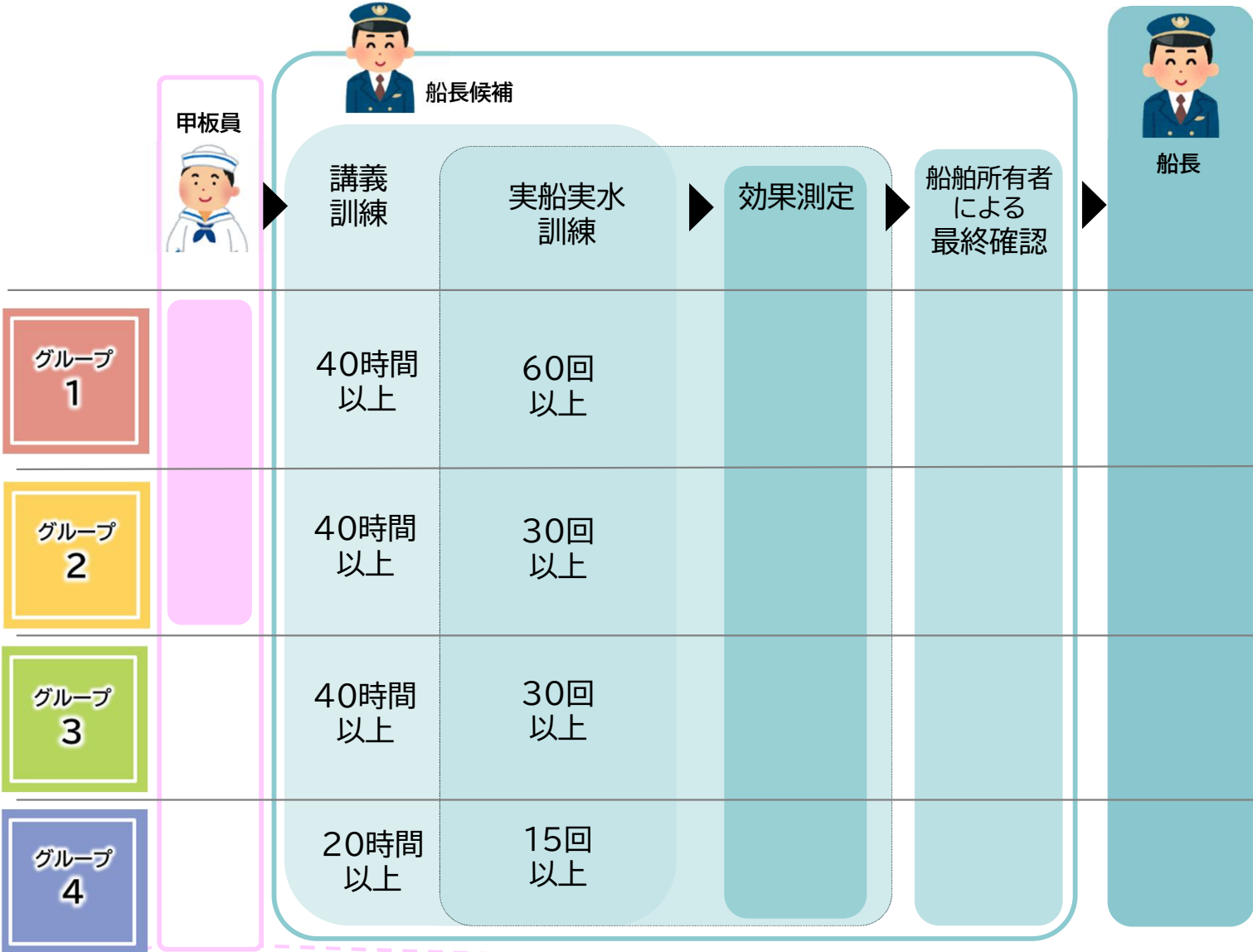
- ・ 当該運航が、公務遂行上、必要不可欠なものであること。
- ・ 輸送する旅客が、航路標識業務関係者のみであること。
- ・ 運航回数が、年間10回以内であること。
- ・ 当該運航航路に対応可能な旅客船事業者がないこと。
- ・ 船舶所有者(訓練義務者)において、軽減した訓練回数等とすることについて、旅客となる海上保安庁職員が属する海上保安署等による明示的な了解を得て、且つ、その旨を特定教育訓練実施記録簿などに記録していること。

第3章 特定教育訓練の進め方

■ 船長候補の特定教育訓練の実施フロー

グループ1及びグループ2に含まれる船舶に「船長」として乗り組ませようとする場合、「船長候補」として講義訓練を実施する前に、運航航路の海域での乗り組み経験及びその知識・経験に係る確認テストの実施を求めます。
船長候補の特定教育訓練の実施フローの例を下記に示します。

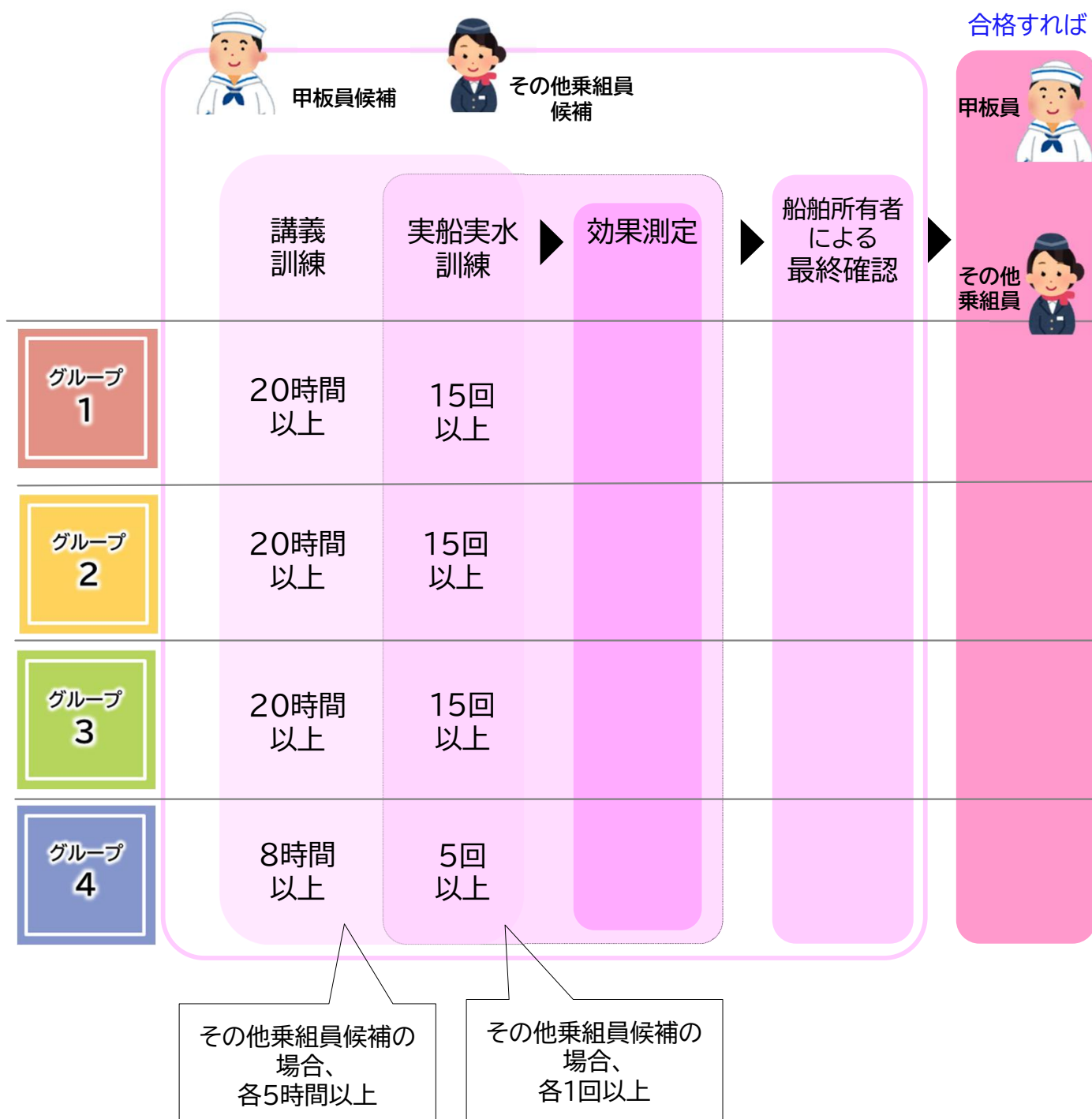
合格すれば



第3章 特定教育訓練の進め方

■ 甲板員候補、その他乗組員候補の特定教育訓練の実施フロー

甲板員候補、その他乗組員の特定教育訓練の実施フローの例を下記に示します。

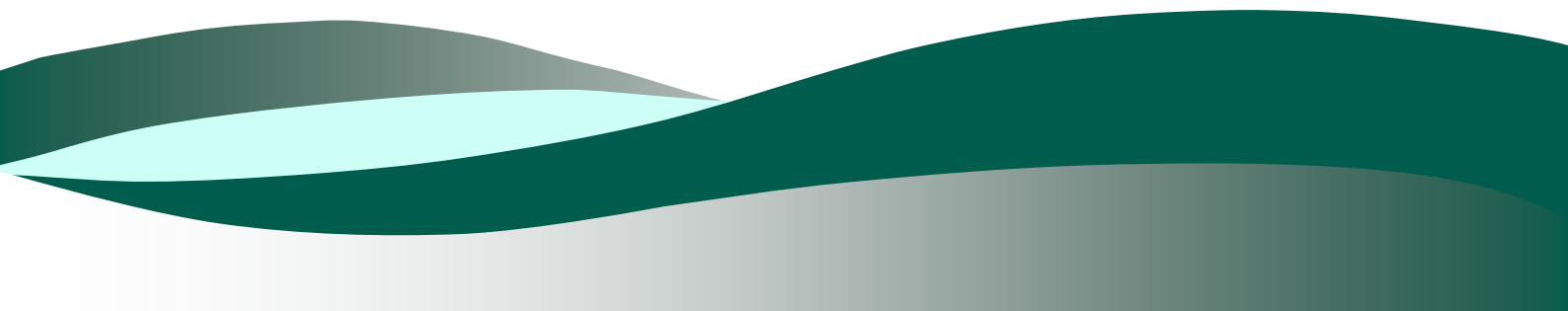


当該項目の関係法令
船員法第78条の2の2の3①、第78条の2の2の5①
告示第3条、第6条

第4章 実施結果の記録の作成・保存方法

4-01 特定教育訓練の記録の作成

4-02 特定教育訓練の記録の保存方法



4章

実施結果の記録の作成・保存方法

4-01

特定教育訓練の記録の作成

船舶所有者は特定教育訓練を実施した場合には訓練実施記録簿を作成・保存する必要があります。様式は自由ですが、下記すべての事項の記載が必要です。あらかじめ訓練対象となる情報を記載し準備のうえ、訓練に臨みましょう。

- ・ 訓練対象者の氏名
- ・ 訓練対象職務、乗り組む航路及び船舶（訓練を行った対象（航路及び船舶）の状況がわかる書類（航路図や船舶検査証書等）を添付）
- ・ 運航航路の海域特性に関する経験及び知識の確認結果（グループ1及び2の船長候補のみ）
- ・ 指導者名
- ・ 各訓練の実施年月日
- ・ 各訓練の実施状況
- ・ 効果測定の実施状況・結果
- ・ 船舶所有者の最終確認日

記録の作成は
・ 訓練対象者ごと
・ 航路ごと、船舶ごと
（同等とみなせる船舶や、訓練対象航路に含まれる短い別航路など、同一の訓練とみなせる船舶・航路があればかつ書きで追記。）

※特定教育訓練終了日から3年間保存

作成日 2024/4/1
実施者 船舶所有者名

特定教育訓練実施記録

氏名	〇〇	※署名
訓練対象職務	☐ 船長 ☐ 甲板員 ☐ その他乗組員	
上記職務として乗り組む航路	B航路（同等の航路：A航路）	
【グループ1及び2の船長候補のみ】		
運航航路の海域において、小型旅客船に、営業運航予定時季と同一の時季を通じて相当の回数、当該船舶に乗り組んだ経験及び当該海域の特性を十分に理解していることの確認	確認日	2024/4/1
	確認	☐ 乗り組み経験 ☐ 理解度
	確認者（船舶所有者）	〇〇〇〇
上記職務として乗り組む船舶	A船舶（同等の船舶：B船舶）	

グループ1及び2の船長候補で、運航航路の海域での乗り組み経験が必要な場合に記載

指導者又は第3者の選任

会社名等	自社	自社	自社			
経験	5年	3年	2年			
氏名	〇〇	〇〇	〇〇			

効果測定

実施年月日	2024/6/5	2024/6/5	2024/6/5			
指導者氏名	〇〇	〇〇	〇〇			
結果	合格	合格	合格			

最終確認

役職	船舶所有者	安全統括管理者	運航管理者			
日付	2024/6/10	2024/6/9	2024/6/8			
氏名	※署名	※署名	※署名			

終了の確認は、複数者（安全統括管理者、運航管理者など）による複層確認を原則

実施状況については別紙

第4章 実施結果の記録の作成・保存方法

特定教育訓練実施記録
(別紙)

枚目

【講義】

時間

※グループ1、2、3：合計40時間以上
グループ4：合計20時間以上

作成日

2024年4月1日

船舶所有者

船舶所有者名

氏名	〇〇
訓練対象職務	船長
上記職務として乗 り組む航路	B航路(同等の航路:A航路)
上記職務として乗 り組む船舶	A船舶(同等の船舶:B船舶)

実施状況

1.5

時間

①気象・水象及び危険箇所

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

R6.4.18	0.5	〇〇	
R6.4.19	1	〇〇	
合計	1.5	時間	

④故障、火災、衝突、座礁及び浸水時の対応並びに手順

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

合計	0	時間	

②航行する水域における適用法令

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

合計	0	時間	

⑤落水、傷病対応

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

合計	0	時間	

③運航基準

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

合計	0	時間	

⑥避難、航行経路からの離脱、救命設備

時間

日付(単位:時間)指導者名指導者コメント等

合計	0	時間	

※訓練実施日中に都度記載すること

第4章 実施結果の記録の作成・保存方法

特定教育訓練実施記録(別紙) 1 枚目

【実船実水訓練】

回

※グループ1：60回以上
グループ2、3：30回以上
グループ4：15回以上

作成日2024年4月1日

船舶所有者船舶所有者名

氏名〇〇

訓練対象職務船長

上記職務として
乗り組む航路B航路(同等の航路:A航路)

上記職務として
乗り組む船舶A船舶(同等の船舶:B船舶)

実施状況

⑦ 運航可否判断

※右上:回数

日付4/223456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇グループ4

4/2に、1回の運航で⑦~⑩をすべて実施
→⑦~⑩に「4/2」を記載

必要に応じて記録簿をコピーし
実施状況を追加記録

57585960

グループ2
グループ3
グループ1

⑧ 発航前検査

日付4/24/53456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇〇〇グループ4

313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960

指導者グループ1

⑨ 出入港作業

日付4/24/53456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇〇〇グループ4

313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960

指導者グループ1

4/5に、1回の運航⑧、⑨、⑪を実施
→⑧、⑨、⑪に「4/5」を記載

⑩ 離・着桟、操船

日付4/223456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇グループ4

313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960

指導者グループ1

⑪ 見張り、航海計器操作及び業務連絡

日付4/24/53456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇〇〇グループ4

313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960

指導者グループ1

⑫ 避難、航行経路からの離脱、救命設備

日付4/223456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇グループ4

313233343536373839404142434445464748495051525354555657585960

指導者グループ1

⑬のうち、避難港等への離着桟・出入港作業、旅客の避難誘導手順、船内の救命設備の確認(1回以上)

日付4/223456789101112131415161718192021222324252627282930

指導者〇〇

第4章 実施結果の記録の作成・保存方法

特定教育訓練実施記録(別紙)つづき

指導事項等		日付 指導者コメント等	
⑦			必要に応じて記録簿をコピーし 実施状況を追加記録
日付 指導者コメント等		日付 指導者コメント等	
⑧			
日付 指導者コメント等		日付 指導者コメント等	
⑨			
日付 指導者コメント等		日付 指導者コメント等	
⑩			
日付 指導者コメント等		日付 指導者コメント等	
⑪			
日付 指導者コメント等		日付 指導者コメント等	
⑫			

※訓練実施日中に都度記載すること

その他

その他教育訓練に関して参考になる資料や参考文献があれば、最後にその他として添付するとよいでしょう。
例えば、危険箇所をまとめた地形資料を保存しておけば、新たな訓練対象者に教育する際に再活用することができます。

2024年4月19日実施 特定教育訓練実施の資料
訓練項目「①気象・水象、運航水域における危険箇所」

「のりひびあり」ということは、小生の漁船がこの周辺で作業をしている可能性があるな。

ここは水深が浅い水域に挟まれている。喫水のある船は、ここを真っ直ぐ航行する可能性があるな。

このあたりは見通しが良さそうだ。

水深10m以下の場所が所々にあるな。

沖合にシーバースがある。大型船が泊まっている可能性がある。

日本版海図W90東京湾を複製、加工しています。(航海用に転用不可。)

当該項目の関係法令
施行規則第78条の2の2の4
第78条の2の2の6
告示第8条

4-02 特定教育訓練の記録の保存方法

船舶所有者は教育訓練実施記録簿を訓練実施終了日から3年間電子又は紙にて保存することが義務付けられています。

監査等で開示要求があればすぐ提示できるようにしておきましょう。

また、訓練終了者について船員法に基づく雇入契約の成立等の届出をしようとするときは、届出の際に教育訓練実施記録簿又は訓練状況がわかる書類を提示等することが必要です。

- ※ 訓練状況がわかる書類…訓練終了者名、訓練対象職務名、訓練対象航路及び船舶、終了日が記載されたもの。
- ※ グループ1及び2の船長候補訓練においては、講義訓練前の乗り組み経験についての記録(船員手帳など)及び確認テスト結果も合わせて保管します。
- ※ 訓練対象者が今後、転籍等で既に受けた訓練内容を証明する場合等も想定されることから、希望者に対して実施記録簿は訓練対象者にもコピーを共有します。

【電子保管】

様式に署名が必要となるため、記入後、スキャンしたものをPDF等に変換、船舶所有者が定める事業者内のPC等に保存し、いつでもデータ閲覧できるようにすると良いでしょう。



【紙保管】

記入後、一つのファイル等にまとめ、船舶所有者が定める事業者内の保管場所にて保管すると良いでしょう。



当該項目の関係法令
施行規則第78条の2の2の4、第78条の2の2の6

第5章 その他、お役立ち情報

5-01 水路や航路に関する資料

5-02 教本・手引書

5-03 研修資料

5-04 講習会



第5章

その他、お役立ち情報

5-01 水路や航路に関する資料

海洋状況表示システム(海しる)
<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>



- 海洋状況表示システム(海しる)
「海しる(海洋状況表示システム)」は、さまざまな海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できる情報サービスです。
掲載情報は地形・地質、海象、気象、安全、防災、水産、海域利用・保全といった幅広い分野から200種類以上の情報を選択できます。
船舶の運航管理や漁業、防災、海洋レジャー、海洋開発など多くの分野で利用可能です。
使用例を下記に示します。
 - 水路通報・航行警報:航行水域において工事や作業等が行われているかどうか事前に確認する。
 - 灯台、灯浮標、灯標:航路航行の際の目印として事前に確認する。
 - 船舶通航量(月別):他の水域利用者の特性等について大まかに確認する。
 - 漁業権:航行水域ではどのような形態の漁業が存在するか確認する。
 - 海域利用:海水浴場やマリナーの位置を把握しておき、近くに存在するようであれば航行時に注意する。

5-02 教本・手引書

- 小型船舶操縦士学科教本Ⅰ、Ⅱ(一般社団法人日本船舶職員養成協会)
- 小型船舶操縦士更新時講習テキスト「海技と知識」(公益財団法人海技資格協力センター)
- 旅客船の安全教本(一般社団法人日本旅客船協会)

5-03 研修資料

- 乗組員研修(一般財団法人日本旅客船協会開催)
旅客船の乗組員は、船員法に基づき、旅客船に乗り組む前及び5年ごとに旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全確保に関する教育訓練が義務付けられています。
旅客船協会では、事故・災害発生時における乗組員に対する研修用テキスト教材として、各種DVDを作製し、配付しています。
- 安全統括管理者・運航管理者研修(国土交通省 地方運輸局開催)
安全統括管理者並びに運航管理者等が必要な専門知識を取得するために定期的に実施されています。

5-04 講習会

- 一般財団法人日本旅客船協会
高齢者・障害者に対する安全講習会
近い将来の高齢化社会に向け、高齢者や障害のある方々が乗船した際の船側の対応方法を修得するための安全講習会を全国各地で開催しています。各講習会においては、地元社会福祉協議会等の協力を得て、ユニバーサル社会の実現に向けた基本的なルールや高齢者等の行動特性について理解するとともに、障害者に対応するための手話講習、実践体験講習等を実施しています。

**小型旅客船の乗組員に対する
特定教育訓練** ～ガイドライン～



国土交通省海事局